

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○橋本委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党、長妻昭でございます。よろしくお願いたします。

尾身先生、長きにわたってJCHOの理事長、お疲れさまでございました。

ちよつと妙なことを聞いたんですが、もう尾身先生は今日が最後で、国会にはお出ましにならないというようなことをお伺いしたんですけれども、まさか、与党が尾身先生をもう呼ばないということではないですね、齋藤筆頭。違いますね。確認をいたしました。

○橋本委員長 質問をお続けください。

○長妻委員 これ、委員長もお願いしますね。

それでは、質問に入ります。

まず、尾身先生、新型コロナウイルス対策なんです、私は今、ちよつとリバウンドが始まっているんじゃないかというふうに懸念しているんですが、先生はいかが思われますか。

○尾身参考人 私は、リバウンドが起きる可能性

はあり得ると思っています。それは、主に四つの理由が私はあると思っています。

一つは、三回目の追加接種が日本よりも高くなっている国でも、ここに来て、感染の拡大が見られている国が多いということが一点目です。

それから二点目は、確かに今回は、全体としては、感染が下降傾向に、少し下がったということがあって、この前も重点措置を解除したわけですが、下がっている傾向が一時ありましたけれども、まだいわゆる感染のレベルが高いところがあります。

それから三点目は、これは、今、日本でBA・2への置き換わりというのが確実に、少しずつ起きておるといえるところがあると思います。

それから、もうこれは日本の場合には、いわゆる恒例行事ということで感染が拡大するということともうずっと二年間見えてきたので、今回も、花見だとか歓送迎会というものが多分これから多くなる可能性がある。

こうした四つのことを考えると、私は、感染のリバウンドというのが起きる可能性があるということを感じておいた方がいいと思います。

それで、今の委員のリバウンドが起きていますかどうかという話ですけども、実は、もう数日待つ必要がある。なぜかという、実は、連休中のことで、報告数を増加させる圧力、報告数ですね、実際の感染者はまだある。報告数上がるように見える要素と下がる要素というのが、両方あるんです。

下がる要素というのは、連休中には検査の数も少なかったりして、報告される数が少ないという、下方に行くプレッシャーですね。同時に、連休になると、人々の活動が少し活発になってるので、接触の機会、感染の機会が増えている可能性がある。この二つの圧力がどうなるかというのは、もうしばらく見て、これが本当に持続する、感染拡大に至るルートに入っているのか、そうでないのか、もうしばらく様子を見る必要があると思っています。

○長妻委員 それともう一点なんです、先月二十一日に蔓延防止措置を全国、全部解除した。

私は、ちよつと考えられないようなことを政府はしてしまったなということで、非常におかしいなと思っっているんです。

尾身先生もよくおっしゃっておられるように、例えば年度末、新入学生が学校に入ってきたり、あるいは人事異動とか、年度末、年度初めというのは相当人が動くわけでございますので、その前に日本全国の蔓延防止措置を全部一気に解除したということについては、どうお考えでございますか。感染対策の観点から見て、特に、どうお考えですか。

○尾身参考人 確かに、今回の判断はなかなか難しい判断だったと思います。

なぜかと申しますと、今、社会は少しずつ、社会経済あるいは教育、保育というものの活動を徐々に元に戻すことが社会全体で期待されるという部分、これは間違いなくあると思うんですけども、そういう中で、今回の場合には、いろいろ

なことを総合的に考えましたけれども、確かに医療の逼迫というのが確実に減っている、改善されてきているということで、今回は、全体としては、なかなか難しい判断でしたけれども、分科会のメンバーも全員、二人はいわゆる消極的反対でしたけれども、基本的には全員賛成したと思います。

ただし、これは、分科会の委員、ほぼ全員そういう発言、発言した人はほぼそういう趣旨のことを発言したと思いますのは、この重点措置の解除というものが、そのまま、今までの感染対策を完全に解放して、いわゆる文字どおり、ドラステックに、一〇〇％元に戻るということは、絶対そういうことではないんだと。解除はするけれども、しっかりと基本的な感染対策を継続する必要があるということ、是非このことを国や自治体に強調していただきたいということは全員一致の考えでした。

そうでないと、今ヨーロッパで見ているような感染の拡大、ひいては医療の逼迫ということが起こる可能性があるのです、是非そうした点をみんなで注意したいということだと思います。

○長妻委員 配付資料の六ページを見ていただきますと、ちよつと私もこれはびっくりいたしましたけれども、これは、直近一週間の七日間平均と前の週の七日間平均との比較なんです。初めて全国でそれが増加傾向、増加に転じたというもので、四十七都道府県、全国含めて出ておりますけれども、何と、三十七都道府県で増加に転じた、昨日までの統計で。

おとつ、その前でいうと、三月二十七日時点

では増加に転じたのが六県だったのが、三月二十八日には十三県ということで、一気に昨日、一週間平均が増加に転じたということで、三十七都道府県ということでございます。

今日、観光庁もお呼びしているんですけども、この三十七都道府県の中で、地域観光事業支援とこのを実施している県をちよつと教えていただければと思うんですが。

○大野政府参考人 お答え申し上げます。

県民割事業の実施は、各都道府県の判断によりますけれども、お尋ねのありました、新規陽性者数の前週比が増加した三十七都道府県のうち、三月二十九日時点で地域観光事業支援を活用した県民割事業を実施している都道府県は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、山梨県、長野県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の、計二十三道府県であると承知しております。

○長妻委員 ありがとうございます。

これは私もちよつと信じられないんですけども、増加に転じている三十七の都道府県のうち、二十三県で県民割地域観光事業支援をしている。これは簡単に言うと、GoToトラベルキャンペーンの県内版、県内だけの移動で、あるいは近隣県も含めた、それについて、宿泊費などの五〇％、五千円を超えない範囲で補助するというものが今やられている。

私も、旅行事業者の皆さん、本当に大変なので、ここはまた別の形で支援するべきだというふうに

思うわけでございまして、四月一日から、これも私びっくりしましたけれども、もつと拡大版の、日本を六つのブロックに分けて、その六つのブロック内であればGoToトラベルキャンペーンのような形で補助をするということ、範囲を広げるということなんです。

GoToトラベルキャンペーンは日本全国でしたけれども、どんどんそういうふうな話になってくるといのは、私はちよつと信じられないんですが、これは尾身先生、いかがでございますか。

○尾身参考人 先日、三月十一日のコロナ分科会でも、今の事業というよりも、県を越えての移動については議論されました。

そういう中で、二つの点が大体コンセンサスとして合意されたと思いますけれども、一つは、基本的な感染対策を講じている限り、移動そのものの感染のリスクは低い。しかし、バス内での飲食なんかを、お酒を飲みながらやったり、あるいは旅行先での宴会など感染リスクの高い行動をすると感染リスクが高まる、これは当然のことです。二番目のことは、このことから、移動を必ずしも一律に制限せず、移動中での感染リスクの高い行動を控えていただくような努力が必要じゃないのかということが、二点合意しました。

そういう中で、今回も、委員おっしゃる事業、これは私の理解ですけれども、これは各都道府県の知事さんの判断で行うものと聞いておりますので、知事がこういうことを実施されるのであれば、先ほど申し上げましたように、移動中、あるいは、特に移動先での感染リスクを下げる努力をすると

いう前提の判断が、是非必要ではないかと思いません。

○長妻委員 旅行を積極的に、税金を使って補助して、どんどん旅行してくださいというのを推進するというのは、私は本当に信じられないわけで、尾身先生がおっしゃるように知事の判断なんです。ただ、この補助金は、G o T oトラベルキャンペーンと同じように、十分の十なんです。つまり、全額国費で、地方の持ち出しはないというものなわけで、これを国が丸ごと推進するというのは、大きく禍根を残すようなことだと。四月一日からブロック全体に広げるといえるのは、私は大きい問題があるというふうに指摘しておきます。感染対策については以上でございますので、尾身先生はここで結構でございます。どうもありがとうございました。

○橋本委員長 尾身先生、どうぞ御退席ください。
○長妻委員 そして、今ロシアがウクライナに侵略をしております、本当に、西側諸国が日米欧と協力をして経済制裁を徹底的にやるということを取組を進めていただきたいわけでございますけれども、その中で、ウクライナでクラスター弾が使用されたというこの報道がございます。このクラスター弾というのは、残忍な兵器というところで、二〇〇八年十二月にクラスター弾禁止条約というのができまして、日本も署名しました。世界百二十か国が署名して、国内にも禁止する法律が今、日本の国内にあります。

政府に聞きますと、ウクライナで使われたクラスター弾の製造メーカーは分からないということ

なので、どのメーカーが造ったか分からないもの、今、日本のG P I F、公的年金の積立金の運用が、どうもそのクラスター弾を造っている企業に投資されているのではないかとような話。もしそうであれば、とんでもないことだと思うのでございます。

G P I Fの投資について大臣にお伺いしますけれども、クラスター弾を、これまで造っていたものも含めて、今造っているものも含めて、投資している実態をお知らせください。

○後藤国務大臣 クラスター弾製造企業への株式の投資状況については、G P I Fが株式を所有している個別企業の事業内容を網羅的に把握する立場にないため、お答えすることが難しいということでございます。

○長妻委員 G P I Fから、今、配付資料のページ目にあるような資料をいただいたんですが、これは説明いただけますか。

○後藤国務大臣 クラスター弾製造企業として名前が挙がったとG P I Fが認識している、そういうことではないかと認識している企業に対する投資額をG P I Fが先生にお示ししたということでございます。（長妻委員「それを読んでください」と呼ぶ）

○橋本委員長 長妻昭先生、今認識は言われたので、御質問してください。

○長妻委員 いや、だからそれを言うてください。

○橋本委員長 読んでくださいということですが、
○後藤国務大臣 委員長の御指示ですけれども、これまでにクラスター弾製造企業として名前が挙

がったとG P I Fが認識している企業に対する投資額ということで先生にお答えしたということのようでございますが、エルビット・システムズ、それからハンファ、テキストロンということ、製造中止が公表されているというものもあるやにも伺っておりますけれども、そのようなものであるということでございます。

○長妻委員 クラスター弾を製造している企業への公的年金の投資というのは、ヨーロッパでは多くの国で禁止しているんですね。条約でもこれは禁止されていますから、今三社おっしゃっていたきましたけれども、大臣、これは駄目じゃないですか。どうします、今後。

○後藤国務大臣 E S G投資の観点から見ても問題があるのではないかと御指摘だということふうに思います。

御指摘のG P I Fの投資について、積立金運用原則の下で、被保険者の利益のために長期的な収益確保を目的として行われているわけでございます。株式投資については、外部の指数会社が構築しているE S G指数に基づいて運用を行っているところでございます。

そうしたことのために、運用のルールからいえば、個別の銘柄を投資対象から除外する等の指示を、今、年金積立金運用の原則の下で行うということについては、これは運用の原則から考えて難しいものではないかというふうに考えています。

今後とも、G P I Fの年金積立金の運用については、被保険者の利益のために安全かつ効率的に

運用を行い、また、年金積立金運用原則の下でしっかりと行っていくものだというふうに思っております。

○長妻委員 これは、今、信じられない答弁ですね。自民党、与党もいいんですか。運用のルールからいって個別の銘柄を排除することはできないと。本当にいいんですか。クラスター弾を造っている企業に年金を、幾ら金があるからといってそういうところに投資して、運用益、国民は喜びますかね。ウクライナで使われているクラスター弾がその中に入っているかもしれないんですよ、製造メーカーは分らないけれども。でも、クラスター弾自体が条約で禁止されているんですよ。自民党、どうですか。とんでもないことでしょう。ちよつと姿勢を変えさせるようにしていただきたいというふうに思います。

特に、テキストロンについては、確かに今製造中止というふうに私も聞いています。ただ、今八十七億円もGPIFは持っていますけれども、たまたま禁止、中止になった。ただ、韓国のハンファとイスラエルのエルビット・システムズ、これは今も造っているとも言われておりまして、そこから辺、問合せはしていただけませんか、この二社に。今クラスター弾を造っているんですかと、問合せぐらい、大臣、していただけますか。その問合せするかしないかに特化してちよつとお伺いします。

○後藤国務大臣 年金積立金の運用というのは、他事考慮の禁止、あるいは個別銘柄選択の禁止という制度上の枠組みの上に立って、指数運用とい

う形で指数会社のつくる指数に対して運用をする仕組みになっております。

そういうことでありますから、個別の銘柄について指数に入れる入れない、そうしたことも含めて意見を聞く、あるいは意見を言うということは差し控えたいと思います。

○長妻委員 これは自民党の皆さん、どうなんですかね。問合せもしない、他事考慮だと。

私、金融庁に、このファンドに詳しい方にお話を聞くと、そんなもの、お客さんだから、GPIFは、そんなもの幾らだつて、このファンドからこの企業を外してくださいとかなんとかというのは、もちろん言うことができる。ただ、恣意的にはできないけれども、条約で、これは禁止されているものを造っている。ヨーロッパの諸国では、多くの国でそういうのは除外しているんですよ。でも、問合せすらない。あなた方の企業は今、クラスター弾を造っているんですか、その問合せすらない、これはとんでもないことだと思いませんかね、自民党も。おかしくないですか、これは。

これはとんでもないと思います。私も徹底的にこれから、ちよつと確認をさせるようにしてまいります。エルビット・システムズは二十六億円、今、株を持つている。ハンファ、韓国の企業、これは軍需産業の企業ですけれども、十億円持つているということですね。かつては、テキストロン、これは八十七億円持つていたということなので、問合せすらないというのは、これはもうおかしい、どう考えてもおかしいと思いますので、是非

問合せをしていただきたいということで、是非理事会で協議していただきたい。

○橋本委員長 ただいまの件につきましては、理事会で協議いたします。

○長妻委員 してもう一つは、次の二ページ目でございますが、今GPIFは、ロシアの株や債券を何社で幾らぐらい、そして債券、国債は幾ら持つておられますか。

○後藤国務大臣 GPIFの保有しているロシア関連資産については、令和三年三月末時点において、国債約三百億円を含む債券が五百億円、株式が千七百億円となっております、合計約二千二百億円となっております。

○長妻委員 二ページ目に、GPIFから、今GPIFが持っているロシアの企業の株、二十一社のリストをいただきました。

今日、外務省も来ていただいておりますけれども、この中で、アメリカが経済制裁している企業を教えてください。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。GPIFの資料にあります投資先ロシア企業二十一社のうち、今回のロシアによるウクライナ侵略を受けて米国が金融制裁の対象とした企業は、ズベルバンク、VTBバンク、ガスプロム、ガスプロムネフチ、アルロサ、トランスネフチの六社と承知しております。

○長妻委員 今の六社は、赤い印を配付資料につけましたけれども、この六社がアメリカ、ヨーロッパも一部経済制裁をしている企業、この株を今持つているということですね。

特に、ガスプロム社、これは有名ですが、五百九十三番、真ん中の方にありますが、これはいわゆる、プーチン大統領がサンクトペテルブルクの副市長をやっているときの部下だったんですね、ガスプロムのアレクセイ・ミレルCEOが。オリガルヒと言われている側近中の側近の方で、これは欧米諸国が資産凍結とか取引禁止とか相当強い措置をしている。

日本は株を今も持ち続けているということ、当然、今、株式市場がロシアはちよつと大混乱していて、なかなか売りに売れないということは分かるんですが、ただ、侵攻して一か月ですよね、侵攻した直後というのはまだ株式市場は開いていたんですけども、何でこういうのを、何か対応を今までしたのか、しようとしたけれどもできなかったのか、どっちでございませうか。

○後藤国務大臣 先ほどから同じ話を申し上げているわけでありませうけれども、GPIFの年金積立金は、法制度上、長期的な観点から、被保険者の利益のために行うということと、それから金融市場、企業経営に膨大な公的資金のお金を恣意的に投入することによって、影響をマーケットに与えないように、投資判断の全部を運用受託機関に一任する、そういう運用の仕組みになっております。

そのために、政府やGPIFは、積立金運用の目的以外の事項を考慮することや、特定の企業等を投資対象から入れたり除外するというような指示を行うことはできない、そういう仕組みの中でGPIFの年金積立金の運用をいたしております。

その上で、御質問のロシア関連資産については、GPIFが採用している全ての債券、株式の運用指数において、指数会社がロシア関連資産を投資対象から除外することを発表しておりますので、そういう意味では、GPIFの運用している、運用対象指数資産の中から除外されるという形で、これは排除されるものだというふうに思っております。

○長妻委員 私がGPIFに聞くと、ロシア株は今も持っている、こういうお話でしたから、除外されていません。

指数からは除外されていますけれども、指数から除外されたからといって、パッシブ運用は除外されるかもしれませんが、アクティブ運用は除外されない可能性があるということでもあります。

そして、ロシア国債でありますけれども、三百億円持っていると。これはデフォルトの危険性が出ていますよね、S&Pの格付も相当下がってきておりまして。確かに、市場で今売れないというのは分かるんですけども、この三百億、ロシア国債、侵攻から一か月たちましたけれども、何かアクションを起こそうとはしたんですか、売ろうとしたり、これまで。

○後藤国務大臣 GPIFの運用受託機関においては、被保険者の利益のための安全かつ効率的な運用という目的に即して、リスク管理の観点から新規投資を停止し、既に保有している資産については、取引の大幅な制限から、なかなか売買が困難な状況でありますけれども、状況を注視しつつ、適切な時期での売却等の必要な対応が行われる方

針であるというふうに承知しております。

○長妻委員 これは前から言われていることですが、素人的な方が、つまり投資のプロがいなくて全部お任せだというようなことなので。そうじやなくて、リスクの判断とか、やはり、人道的に条約で禁止されているような対人地雷を含めた兵器を造っているところとかは、ちゃんと自分で考えて除外しないといけない。

これも確認しましたけれども、法律的に、それを除外することが法律違反にはなりませんから。被保険者の利益というのほもちろん書いてありますけれども、それを除外するということは今の現行法でもできるということですので、もうちよつと主体的に取り組んでいただきたい。世界の流れに取り残されないような運用をきちつととしていただきたいということで、終わります。よろしくお願ひします。